

公益財団法人山形県スポーツ協会山形県総合型地域スポーツクラブ協議会
基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人山形県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第39条の規定に基づいて設置された山形県総合型地域スポーツクラブ協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

- 2 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を通じてスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を守守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

- 2 県協議会は、第6条に基づき加入したクラブ（以下「加入クラブ」という。）をもって構成する。

第2章 事業

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流に関すること
- (2) 総合型クラブの研修事業に関すること
- (3) 総合型クラブの登録・認証制度に関すること
- (4) 総合型クラブの情報発信と広報活動に関すること
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究に関すること
- (6) 総合型クラブの顕彰に関すること
- (7) 関係機関・団体等との連携に関すること
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第5条（理事会の決議）

県協議会は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第3章 登録

第6条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

- 2 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

第7条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 常任幹事 8名以上10名以内
- (4) 委員 加入クラブ数に相当する人数

第8条（委員の選出）

委員は、各加入クラブから1名を選出する。

第9条（代表の委嘱及び職務）

代表は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。

- 2 代表は、県協議会を総理し、業務を統括する。

第10条（副代表の委嘱及び職務）

副代表は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第11条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、委員の中から、山形県教育委員会が教育事務所を置く地区ごとに2名を選出し、代表が委嘱する。

- 2 前項のほか、代表は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、2名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第12条（任期）

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第13条（定年制）

代表及び副代表は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第14条（解任）

常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第15条（構成）

総会は、第7条に定める役員をもって構成する。

第16条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 代表及び副代表の推挙
- (2) 常任幹事の選出及び解任
- (3) 委員の解任
- (4) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で代表の付議した事項
- (5) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

第17条（開催）

総会は、毎年1回以上開催する。

第18条（招集）

総会は、代表がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第21条に定める常任幹事会が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、代表は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第19条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第20条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第21条（構成）

常任幹事会は、第7条に定める代表、副代表及び常任幹事をもって構成する。

第22条（権限）

常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督
- (3) その他、県協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

第23条（開催）

必要に応じて常任幹事会を開催することができる。

第24条（招集）

常任幹事会は、代表が招集し、その議長となる。

第25条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第26条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- 3 常任幹事会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任幹事会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任幹事会の賛成決議に代えることができる。

第7章 専門部会

第27条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申するとともに、事業の企画・運営にあたる。

第28条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長・副部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長・副部会長及び部会員は、常任幹事会において県協議会役員並びに県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有する者のうちから選任し、代表が委嘱する。

第29条（任期）

専門部会の部会長・副部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

第30条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第31条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 会計

第32条（会計）

県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第9章 事務局

第33条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第34条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第10章 改定

第35条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 第6条の規定に関わらず、令和4年3月31日現在、全国協議会に加入している県内の総合型クラブについては、令和5年3月31日まで県協議会の加入資格を有する。